じどうはったつしえんじぎょう じゅうようじこうせつめいしょ「児童発達支援事業」 重要事項説明書

もく じ 次

- 1. 事業者の概要
- 2. 事業所の概要
- 3. 事業実施地域
- 4. 開所時間と利用定員等
- 5. 提供する支援内容と利用料金
- 6. 支援の利用に関する留意事項
- 7. 支援の実施記録について
- 8. 苦情の受付について
- 9. 緊急時の対応
- 10. 安全計画の策定について
- 11. 非常災害対策
- iteきゃくたいぼうし12. 虐待防止のための措置

じどうはったっしえんじぎょうしょ 児童発達支援事業所 あんぱちちょうりっ その 安八町立あすなろの園

1. 事業者の概要

事業者	あんぱちちょう 安八町
所 在 地	あんぱちちょうこおりとり 安八町氷取161番地
だいひょうしゃしめい代表者氏名	あんぱちちょうちょう おかだ とどむ 安八町長 岡田 立
でんわばんごう電話番号	(0584) 64-3111

2. 事業所の概要

名 称	まんぱちちょうりつ 安八町立あすなろの園		
事業所の種類	はていじどうはったっしえんじぎょうしょ 指定児童発達支援事業所 (岐阜県第2152500035号)		
所 在 地	************************************		
サービス提供開始日	平成25年4月1日		
かん りしゃ しめい 管理者氏名	たなべ かつえ 渡邊 勝枝		
でんかばんごう電話番号	(0584) 63-0222		
きょうりょくいりょうきかん 協力医療機関	吉田医院		

(2) 事業所の目的・運営方針

- ・日常生活における基本的動作及び知識技能の習得、集団生活への できょうせいかつ 日常生活における基本的動作及び知識技能の習得、集団生活への できょう せいかつ できょうせいかつ できょうせいかつ できょうせいかつ でもにおける基本的動作及び知識技能の習得、集団生活への できょう きょく じゅうだんせいかつ を 団 生活への

^{そうだん} 相談にあたります。

(3) 施設職員

ぎょう しゅ 職 種	ひと 人 数	
かんりしゃ	1人(常勤)	
でどうはったつしえんかんりせきにんしゃ 児童発達支援管理責任者	1人(常勤)	
保育士	3 人以上(うち常勤 2 人以上)	

3. 事業実施地域

あんぱちちょう ぜんいき 安八町の全域

4. 開所日と利用定員等

	開所日は月曜日から金曜日までとする		
開所日	ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日まで及び町長が特に必要と認めた日を除く がいますがいます。 がいるようちょうがいます。 がいるようちょうがいる。 で及び町長が特に必要と認めた日を除く かいしょじかん		
^{およ} 及び			
開所時間			
	する		
でいた 定員	ついたちりょうていいん 1日利用定員 10人		
た貝 ** 及び	第1単位 午前 9時00分~午前10時30分		
サービス	第2単位 午前10時30分~午前12時00分		
せいきょうじかん 提供時間	第3単位 午後 1時00分~午後 2時30分		
	第4単位 午後 2時30分~午後 4時30分		

5. 提供する支援内容と利用料金

(1) 提供する支援内容

こべつりょういく しったつりょういく はったつそうだん はったつけんさ 個別療育、グループ療育、発達相談、発達検査など。

(2) 利用料金

6. 支援の利用に関する留意事項

(1) 支援内容の変更

受給者証の内容に変更があった場合は、なるべく速やかにお知らせください。また、受給者証を確認させていただくことがありますので、ご提示ください。なお、決められた日に支援が受けられないときは、早めにお申出ください。実施日の変更について、ご相談の上可能であれば変更することができます。

(2) 事業者からの支援の変更

研修、その他でやむを得ず実施日を変更させていただくことがありますのでご了承ください。

7. 支援の実施記録について

とうじぎょうしょ 当事業所では、実施日及び支援内容などを記録し、利用者にその内容を確 にん 認していただきます。ご意見などお気づきの点があればお申出ください。

8. 苦情の受付について

利用者または扶養義務者は、事業者が提供した発達支援に関する苦情がある場合は、下記に記載されている苦情受付窓口に苦情を申し立てることができます。事業者は、苦情が申し立てられたときは、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性及びその方法について、利用者または扶養義務者に文書で報告します。

芸情解決責任者 あすなろの園 園長 渡邊 勝枝 TEL 6 3 - 0 2 2 2
 大じょううけつけたんとうしゃ 苦情受付担当者 あすなろの園 保育士 下畑 未帆 TEL 6 3 - 0 2 2 2
 あんぱちちょうやくば 安八町役場 こども家庭課 TEL 6 4 - 7 1 0 1

第三者委員 主任児童委員 堀 徳子 TEL 6 2 - 6 1 9 4

だいさんしゃいいん 第三者委員 主任児童委員 岩田 淳子 TEL 6 4 - 2 8 2 7

9. 緊急時の対応

支援提供中に利用児の容態が急変した場合は、主治医に連絡するなど必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合など、必要に応じて緊急連絡

- - (1)事業者は、利用児の安全の確保を図るため、事業所の設備の安全点 けん じゅうぎょうしゃ りょうじとう たい 検、従業者、利用児等に対する事業所外での活動、取組等を含め た事業所での安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業がにおける安全に関する事項についての計画を策定し、安全計画に従い必要な措置を講じます。
 - (2) 事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、 ぜんこう けんしゅうおよ くんれん ていきてき じっし 前項の研修及び訓練を定期的に実施します。
 - (3) やむを得ず、事故が発生した場合はすぐに応急処置を施し、保護者に連絡します。また、諸機関に早急に報告し再発防止に努めます。
 【損害賠償保険への加入】以下の損害保険に加入しています。

保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

保険名 しせっぱいしょうせきにんほけん 保険名 施設 賠 償責任保険

11. 非常災害対策

(1)事業者は、消防法第8条第1項に基づき防火管理者を選任します。 また、非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、想定される非常 (2) 変素の態様ごとにその程度及び規模に応じた具体的計画を立て、非常災

12. 虐待防止のための措置

事業者は、利用児及びその家族の人権の擁護・虐待防止のため、次の措 を講じます。

- *** (1) 虐待防止に関する責任者を設置します。責任者 園長 渡邊 勝枝
- (2)職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (3) 虐待防止委員会を設置し、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検 しょう さいはつぼうしさく けんとうとう おこな 証、再発防止策の検討等を行います。

りょうりょうきんひょう れいわ ねんど利用料金表 (令和7年度)

しえんないようとう 支援内容等	またんがく 負担額	teodyly 説明	
つうじょう 通常の はったっしえん 発達支援	かく かい 各 1 回	にどうはったっしえんきゅうふひ 児童発達支援給付費 (児童発達支援とセンター以外 みしゅうがくじ 児童発達支援センター以外 未就学児 りょうていいん にんいか 利用定員10人以下)	

^{じかんくぶん} 時間区分 1	じかんくぶん していじどうはったっしえん ていきょうじかん 時間区分1(指定児童発達支援の提供時間が
901円	30分以上1時間30分以下)901単位
じかんくぶん 時間区分 2	じかんくぶん していじどうはったっしぇん ていきょうじかん 時間区分2(指定児童発達支援の提供時間が
928円	1時間30分超3時間以下)928単位
時間区分2	時間区分2(指定児童発達支援の提供時間カ

- ○受給者証の記載事項、その他の支援内容等により必要な負担額が加算されます。
- ○支援内容にかかる1カ月分の負担額合計は、上限額の範囲内になります。

じどうはったつしえんりょうしゃなたんげつがく 児童発達支援利用者負担月額

区分	世帯の収入状況	げつがくふたんじょうげんがく 月額負担上限額
生活保護	せいかつほ こじゅきゅうせたい 生活保護受給世帯	0 円
低所得	ちょうみんぜいひかぜいせたい町民税非課税世帯	0 円
一般 1	ちょうみんかぜいかぜいせたい町民課税課税世帯	žA
	しょとくわり まんえんみまん 所得割28万円未満	4,600円
一般 2	上記以外	37,200円

®利用料は、翌月末までにお支払いください。

ah がっ にち **年** 月 日

じょうはったっしぇんじぎょう ていきょうかいし 見童発達支援事業の提供開始にあたり、令和7年4月1日現在の基重要事項 しょめん もと せつめい おこな の書面に基づき説明を行いました。

せつめいしゅたい あんぱちちょうちょう おかだ とどむ 説明主体 安八町長 岡田 立

しょくしめい じどうはったつしえんかんりせきにんしゃ やまもと まい職氏名 児童発達支援管理責任者 山本 舞依

私は、児童発達支援の利用開始にあたり、事業所から契約書及びこの書面に もと 基づき重要事項の説明を受け、 年 月 日より児童発達支援の提 を関始に同意しました。

りょうしゃ 利 用 者 住 所 安八町 氏 名 保護者氏名

個人情報保護に関する同意書

<個人情報の保護について>

事業者及びその従事者は、支援提供をするうえで知り得た利用者及びその家 族に関する秘密を、正当な理由なく他の事業者及び第三者に漏らしません。

上記の規定に関わらず、以下の支援の質の向上を目的とするために、事業者 が利用者及び家族の個人情報を用いることがあります。

【利用者へのサービス提供(療育)に必要な利用目的】

- ① 事業所内部での利用目的
 - 当事業所が利用者などに提供する療育
 - 利用者に係る当事業所の管理運営事務のうち、
 - ・契約書などの管理 ・通所給付などの会計、経理事務
 - 事故などの報告療育内容の向上
- ② 他の機関等への情報提供を伴う利用目的
 - 保育園、幼稚園、認定こども園、小学校などの担当者間の連携
 - 保健センター、子ども相談センター、教育委員会の会議における情報 交換
 - 医療機関への紹介
 - 利用者に障害福祉サービスを提供するなどの障害福祉サービス事業 者や相談事業所とのサービス担当者会議での連携

【上記以外の利用目的】

- 当事業所での管理運営業務のうち
 - ・当事業所において行われる学生の実習への協力
 - ・当事業所において行われる支援会議、ケース研究

児童発達支援管理責任者 様

月日

私は、児童発達支援の利用開始にあたり、事業者からこの書面に基づき個人 情報取り扱いの説明を受け、個人情報を用いることに同意します。

> 利用者 住 所

> > 氏 名

> > 保護者氏名